
安佐市民病院跡地の活用方針

平成 29 年 2 月

広 島 市

< 目 次 >

第1章 協議会から提案された跡地活用策	-----	1
1 協議会からの提案に至るまでの経緯	-----	1
2 導入が望ましい施設・機能	-----	2
3 協議会からの主な意見等	-----	2
 第2章 跡地の現況	-----	4
 第3章 跡地の活用方針	-----	6
1 文化・コミュニティ施設	-----	6
2 公園・広場	-----	8
3 子育て支援施設	-----	9
4 産直市場	-----	10
5 看護系、医療技術系、福祉系の学校	-----	11
6 施設・機能の配置	-----	12
7 跡地活用に当たっての留意点	-----	13
8 跡地活用の実現に向けた今後の進め方	-----	14

< 参考資料 >

- 安佐市民病院跡地活用検討協議会について

第1章 協議会から提案された跡地活用策

1 協議会からの提案に至るまでの経緯

安佐市民病院の建替えに当たっては、耐震性の向上と老朽化・狭隘化の解消、高度で先進的な医療機能の拡充等を図るため、高度で先進的な医療機能、災害拠点病院としての機能及びべき地医療機関としての機能を荒下地区に、日常的に高齢者などの地域住民が受診できる医療機能等は現在地に整備する方針の下で整備を進めている。

このことにより、荒下地区では、平成29年3月に開業するJR可部線の電化延伸効果とも相まって、病院の建替えを契機として、新安佐市民病院を中心とした新たな市街地形成が期待される。

一方、安佐市民病院の主要な機能の移転により生じる跡地（以下「跡地」という。）については、病院移転によって、病院周辺地域が衰退するのではないかという地元の不安の払拭はもとより、地域の魅力を一層向上させ、地域が今以上に元気になるように、その活用を図る必要がある。

このため、地元住民にとって納得度の高い跡地活用となるよう、地域の代表者を中心とした安佐市民病院跡地活用検討協議会（以下「協議会」という。）を平成27年12月に設置した。

その後、9回に渡る協議会が開催され、平成28年11月に協議会の報告書「安佐市民病院跡地の活用策について」を本市が受領した。

【現在の安佐市民病院と荒下地区の位置関係】



2 導入が望ましい施設・機能

協議会からは、跡地への導入が望ましいと考えられる施設・機能として、次の5項目が提案されている。

施設・機能		内 容
文化・コミュニティ施設	文化ホール・図書館	文化・芸能等に関する公演や市民活動を行うことができる施設
	コミュニティセンター	区の魅力を紹介する案内所、展示ギャラリー等があり、地域住民の交流・活動拠点となる施設
公園・広場	子育て世帯向けの公園・イベント広場	大型の遊具や芝生広場があり、子ども連れの家族がゆっくり楽しめる施設
	屋根付き野外ステージ	雨天時でも各種イベントの開催できる施設
子育て支援施設	子ども向け施設	体を動かして楽しむことができる遊具などがあり、子どもや家族みんなが楽しめる常設の屋内施設
	保育施設	保護者が乳幼児の保育をすることができないときや、安佐市民病院北館の患者や見舞客が子どもへの院内感染を防止するため、保護者に代わって一時的に乳幼児を保育する施設
産直市場		旬の野菜、果物、季節の花など、とれたての農畜産物や加工品を販売する施設
看護系、医療技術系、福祉系の学校		高齢化等の進展に伴って、今後、より必要性が高くなる看護系、医療技術系の人材を育成する施設

3 協議会からの主な意見

本市が跡地へ導入する施設・機能を検討するに当たっては、以下の視点から検証等を行うよう意見があった。

(1) 検証内容等

○ 導入する施設・機能の絞込み

5項目の施設・機能については、跡地の面積が約2ヘクタールに限られており、全てを導入するには制約があるために、最終的には絞込みを行う必要がある。

したがって、5項目の施設・機能の導入の可否については、行政において複数の施設・機能を集約した複合施設の可能性も視野に入れた検証作業を行う必要がある。

○ 北館の余剰スペースの有効活用（次頁※参照）

病院機能の分化整備を行うに当たって北館で生じる余剰スペース（北館2階にあるリハビリ用の体育館及び北館別館）が、5項目の施設・機能に活用できるかどうかについても合わせて検証し、広く市民に有効に活用されるようにする必要がある。

○ 施設・機能の運用

施設・機能の導入後においては、地域の理解と協力の下で円滑に運用されるようにする必要がある。

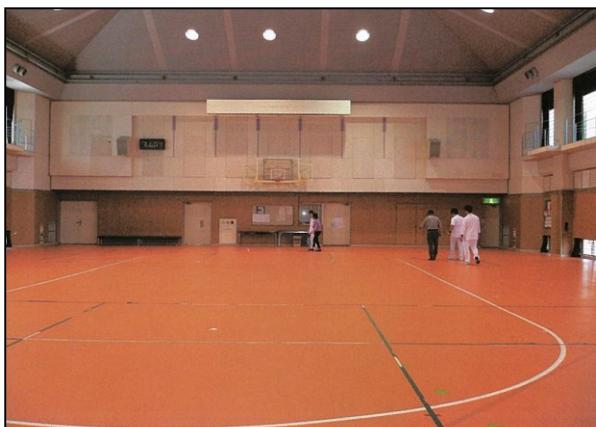
(2) 検証を行うに当たっての留意点

- 「文化ホール・図書館」について、安佐北区民文化センター・安佐北区図書館の耐用年数にかかわらず早期整備を望んでいるという意見があること。
- 「看護系、医療技術系、福祉系の学校」について、事業者の選定（公募等）に当たっては、協議会が目指すまちづくりに共感し、適切な運営能力のある事業者を選定すること。
- 安佐市民病院跡地に導入される施設・機能の整備効果をできる限り多くの住民が享受できるようにするため、跡地へのアクセス道路やバス路線などを着実に整備する必要があること。
- 跡地に導入される施設・機能に応じて必要十分な規模の駐車場を確保すること。
- 跡地整備の事業着手までの間、上記の留意点なども含めて、引き続き、市と地域との間で跡地活用の実現に向けての情報交換、意見交換を十分に行う必要があること。

※ 北館の余剰スペース

現時点で広島市立病院機構から示されている病院機能の分化整備により生じる北館の余剰スペースは、次のとおりである。

リハビリ用体育館

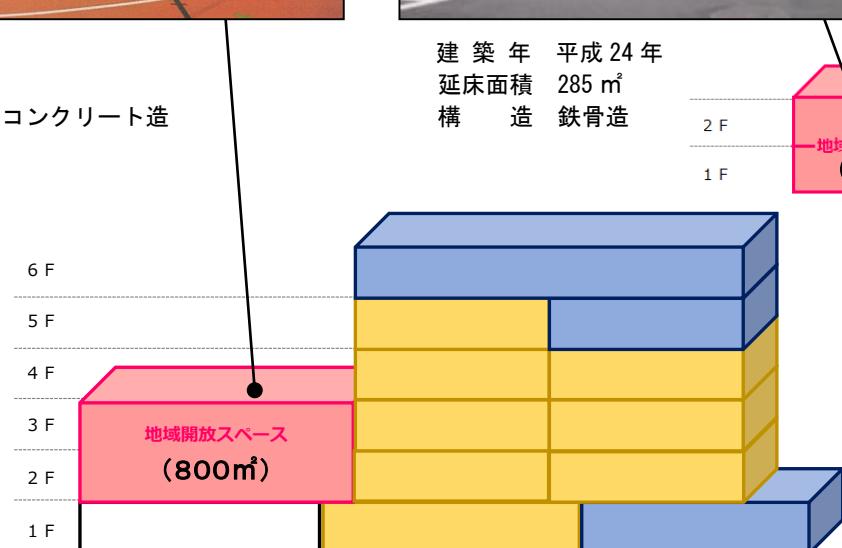
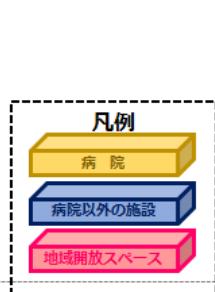


建築年 平成4年
延床面積 800 m²
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造

北館別館



建築年 平成24年
延床面積 285 m²
構造 鉄骨造



第2章 跡地の現況

跡地は、安佐北区のほぼ中央付近に位置しており、その現況は次のとおりである。

(1) 位置・所在地

広島市安佐北区可部南二丁目1番1号

(2) 交通アクセス

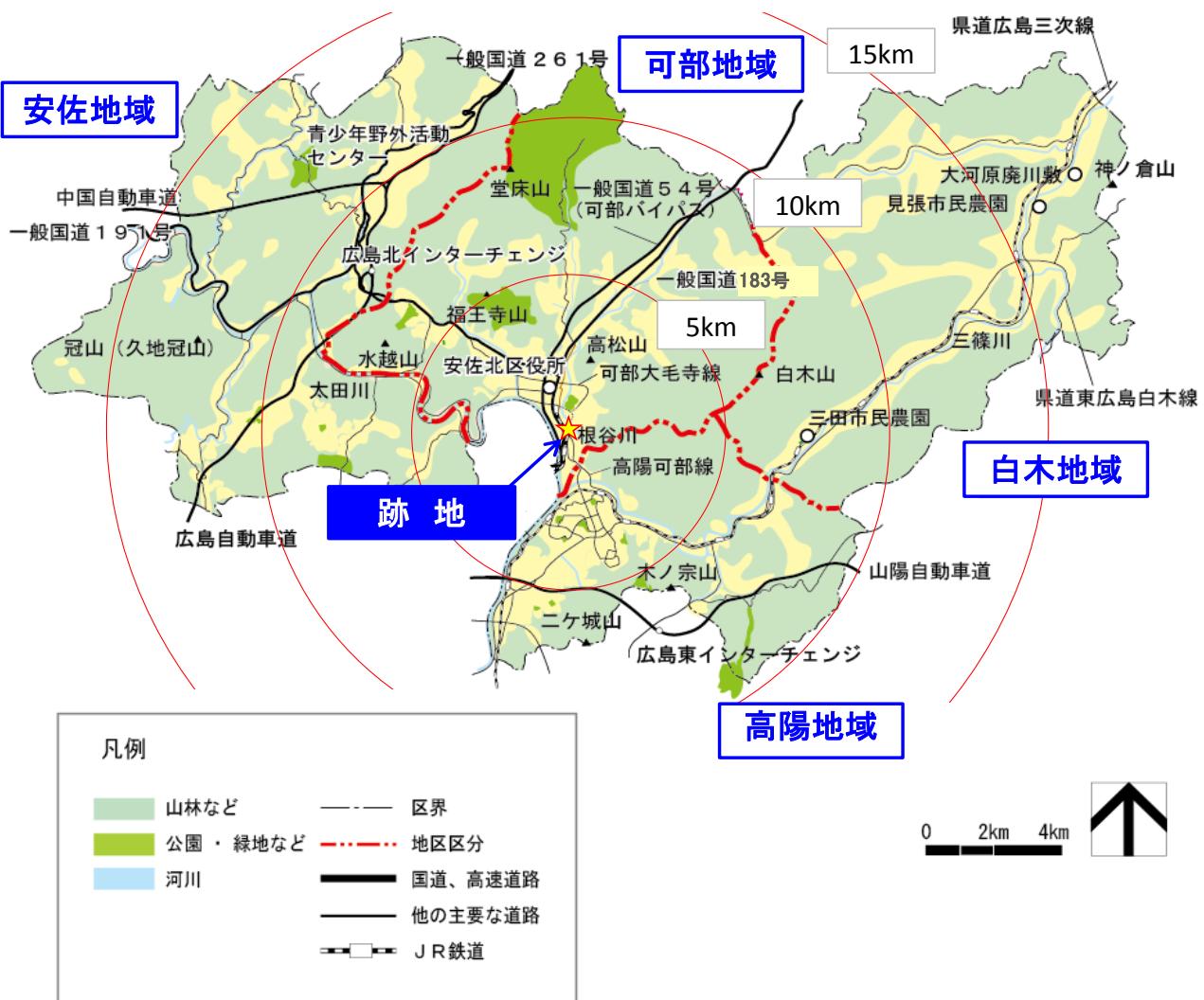
① 電車

JR 可部線「中島駅」から徒歩約10分、JR 可部線「可部駅」から徒歩約15分
(広島方面1日49便、可部方面1日50便)

② バス

「広島文教女子大前」バス停から徒歩約5分(広島方面1日280便、可部方面1日305便)
「安佐市民病院前」バス停から徒歩約5分(広島方面1日14便、可部方面1日34便)

【安佐北区の全体像と跡地の位置】



(3) 土地の状況

① 面積

約 2 ヘクタール

現安佐市民病院敷地 ($28,476 \text{ m}^2$) のうち、現在の北館に整備する病院が必要とする敷地面積を除く部分が跡地活用の検討対象区域となる。



② 都市計画法による用途地域の指定状況等

用途地域	第一種 住居地域	建築可能	<ul style="list-style-type: none">・ 住宅、共同住宅 等・ 学校、病院、公共施設 等・ 店舗等 ($3,000 \text{ m}^2$以下のもの)・ 事務所、ホテル、旅館 ($3,000 \text{ m}^2$以下のもの)・ ボウリング場等の運動施設 ($3,000 \text{ m}^2$以下のもの)
		建築不可	<ul style="list-style-type: none">・ 映画館、パチンコ店、カラオケボックス等・ 倉庫業の倉庫・ 工場 (原動機を使用する 50 m^2を超えるもの)
建ぺい率	60%	建物の敷地面積に対する、建築物を建てることができる土地面積の割合の上限(周辺道路の状況等により上乗せが適用される。)	
容積率	200%	建物の敷地面積に対する、延べ床面積 (各階の床面積の合計) の割合の上限	

(4) 跡地活用の時期

跡地整備の事業着手は、現在の病院が荒下地区に移転・開業する平成 34 年春以降となる。

第3章 跡地の活用方針

協議会の報告書は、各委員自らが行ったアンケート調査やヒアリングの内容、また、安佐北区内の全ての小中学校のPTA役員を対象としたアンケート調査による若い世代の意見も取り入れるなど、地域の意見がしっかりと反映されたものとなっている。

跡地活用については、こうした地域の思いを最大限尊重するとともに、その活性化効果が地元にとどまらず安佐北区、さらには周辺の市町にも及び、地域全体の発展に寄与するものとなるようにする必要がある。

このような視点に立って、土地等の面積や周辺の既存施設の配置状況、関連する政策との整合性などを総合的に勘案した上で、以下のとおり方針を取りまとめた。

1 文化・コミュニティ施設【文化ホール・図書館、コミュニティセンター】

(1) 文化ホール・図書館

協議会から提案のあった文化ホール・図書館は、文化・芸能等に関する公演や市民活動を行うことができる施設とされている。

また、協議会からは、現在、安佐北区に整備されているホール、各種会議室、ギャラリー等を備えた安佐北区民文化センターと約6万8千冊の蔵書を備えた安佐北区図書館の合築施設（以下、「現区民文化センター等」という。）は、市内8区の同種施設の中で最も古く、土砂災害警戒区域内に立地していることや、駐車場が少なく周辺道路が混み合うことなどの課題があることから、耐用年数にかかわらず早期整備を望む意見が示されている。

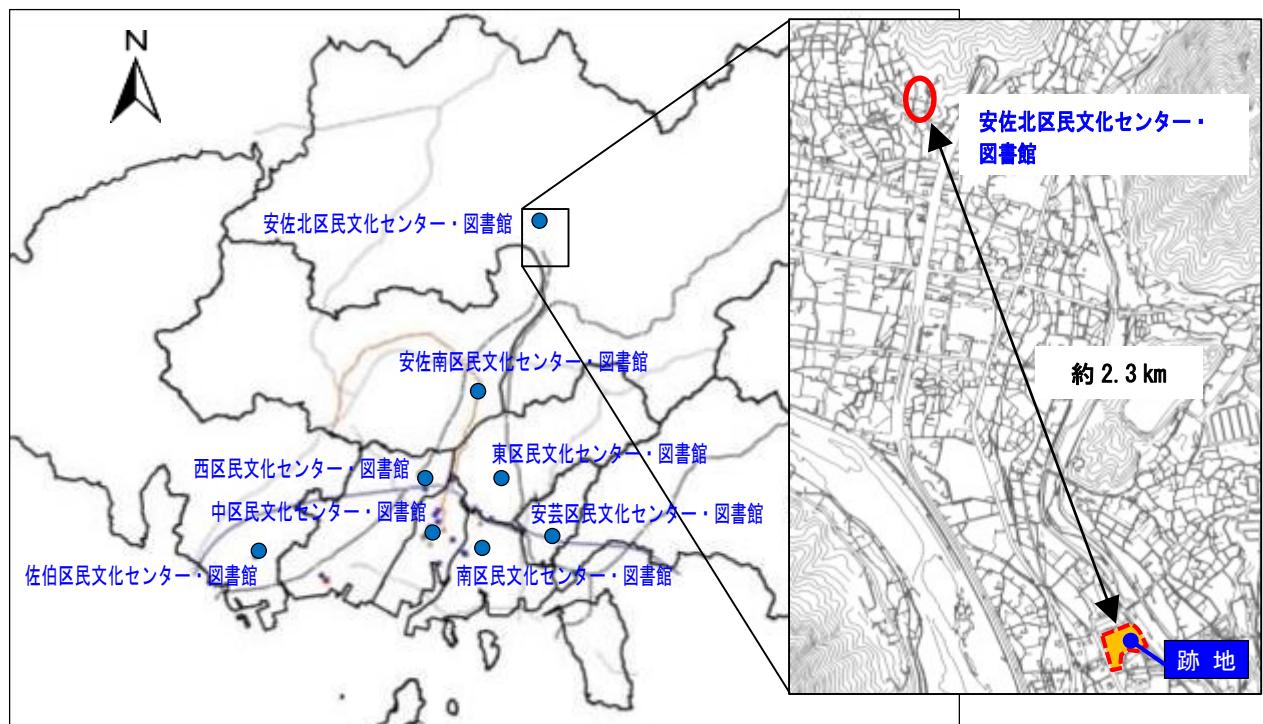
しかしながら、現区民文化センター等は、①昭和58年5月に建築された新耐震基準に基づく鉄筋コンクリート造であり、現在十分に使用できる状況にあること、②土砂災害にも耐えうる堅牢な構造物であり、土砂災害警戒区域内に立地していることをもってその利用が制限されるものではないこと、③周辺道路の混雑は恒常的なものではなく、イベント開催時には交通誘導員の配置やシャトルバスの運行を行うなど運用面での工夫に努めていることを考慮すると、協議会からの意見を直ちに採用することは困難であると言わざるを得ない。

したがって、現区民文化センター等の建替えを行う場合は、跡地がその候補地となるよう必要な手当てを行うことにより、協議会の意見をいかすこととする。

[現区民文化センター等の概要]

施設	安佐北区民文化センター	
所在地	安佐北区可部七丁目 28 番 25 号	
開館	昭和 58 年(1983 年)5 月 7 日	
構造等	鉄筋コンクリート造 地下 1 階地上 3 階建 (耐震構造)	
面積	敷地面積 9,413.29 m ² 、建築面積 2,655.86 m ²	
延床面積	4,274.31 m ²	1,113.53 m ² (建物の地下 1 階部分)
年間利用者数 (27 年度実績)	8 万 747 人	25 万 9,538 人
	合計 34 万 285 人	
施設内容	ホール (705 席)、練習室、大会議室、中会議室、小会議室、美術工芸室、工作実習室、音楽室、大広間、和室、児童室、娯楽室、ロビーギャラリー	児童コーナー、成人コーナー、絵本・紙芝居コーナー、新聞・雑誌コーナー、おはなしのへや (蔵書約 6 万 8 千冊)
備考	駐車場台数 約 150 台	

[施設の配置状況] 区民文化センター・区図書館



(2) コミュニティセンター

協議会から提案のあったコミュニティセンターは、区の魅力を紹介する案内所、展示ギャラリー等があり、地域住民の交流・活動拠点となる施設とされている。

すなわち、住民が、集会、イベント、レクリエーション、展示鑑賞など様々な交流活動ができる複合用途のホール施設と考えられる。

類似する代表的なホール施設としては公民館のホールが想定されるが、公民館は施設が所在する中学校区内の住民の利用に供しているのに対し、協議会が提案するコミュニティセンターは、その利用者の範囲を周辺地元よりもさらに広がりのある地域、安佐北区全体も視野に入れるものと考えられる。

したがって、コミュニティセンターは、標準的な公民館のホールより大規模な施設とすることにより、若者から高齢者まで幅広い世代が多目的に利用でき、地域間の交流・連携を促進し、広域的で効果の高い取組を行うことができるようとする。

2 公園・広場【子育て世帯向けの公園・イベント広場、屋根付き野外ステージ】

協議会から提案のあった公園・広場は、大型の遊具や芝生広場、屋根付き野外ステージを備えた、子ども連れの家族がゆっくり楽しめ、安佐北区全域から親子連れが集まるような施設とされている。

また、協議会から提案のあった大型遊具や屋根付き野外ステージを備えることで、子どもや子育て世帯にとどまらず、高齢者など多様な世代が集まることができる施設となる。

したがって、①大型遊具などを備え子育て世帯の憩える場、②フットサルなどのスポーツが楽しめる場、③屋根付き野外ステージを備えイベント等が行える場など、跡地周辺の街区公園等にはない工夫を講じた「多目的交流広場」を設置する。

合わせて、別途提案のあった小規模な「産直市場」を一体的に整備する。（産直市場については10ページで詳述）

こうした賑わいを創出するための装置を組み込むため、街区公園の1箇所当たりの標準面積である $2,500\text{ m}^2$ を上回る概ね $4,000\text{ m}^2$ *程度を確保する。また、現区民文化センター等の建替え候補地となることを確実に担保するという観点に立った施設整備を行うこととする。

<※ 多目的交流広場と産直市場の施設規模>

- ・ 大型遊具広場： $2,000\text{ m}^2$ （大型のコンビネーション遊具が設置できる程度の面積を想定）
- ・ イベント広場： $1,600\text{ m}^2$ （フットサルコート2面程度確保できる面積を想定）
- ・ 屋根付き野外ステージ： 100 m^2 （ $10\text{m} \times 10\text{m}$ 程度の規模を想定）
- ・ 産直市場： 300 m^2 （安佐北区内にある小規模な既存施設を参考）

3 子育て支援施設【子ども向け施設、保育施設】

協議会から提案のあった子育て支援施設は、子どもや家族が楽しめる常設の屋内施設や、北館に整備される病院の利用者をはじめとする保護者等が一時的に乳幼児を預けることができる施設とされている。

現在、本市では、子育て中の親子が気軽に集える場として、常設オープンスペースの設置を進めており、安佐北区には、「スマイルあさきた」と「すずらんひろば高陽」の2か所の常設オープンスペースが設置されている。

常設オープンスペースでは、子育て親子の交流や子育てに関する相談・助言、地域の子育てに関する情報の提供、子どもの一時預かりなどを実施しており、協議会から提案のあった子育て支援施設の機能と整合する。

したがって、公募型の常設オープンスペースを設置するものとする。

[安佐北区の常設オープンスペースの概要]

施設	スマイルあさきた	すずらんひろば高陽
開設場所	安佐北区可部四丁目（安佐北区総合福祉センター内）	安佐北区亀崎1丁目
開設時期	平成21年10月1日	平成24年10月1日
延床面積	約64m ²	約132m ²
開設日等	月～金 10:00～15:00	月～金 10:00～15:00
運営方法	区常設オープンスペース	公募型常設オープンスペース
運営団体	安佐北区常設子育て交流広場運営協議会	学校法人武田学園（広島文教女子大学）
運営内容	<ul style="list-style-type: none">・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進・子育てに関する相談・助言・地域の子育てに関する情報提供・子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施・地域に出向いての子育てサークル等の育成支援、子育て支援のネットワークづくりなど地域支援活動	<ul style="list-style-type: none">・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進・子育てに関する相談・助言・地域の子育てに関する情報提供・子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施・地域支援の取組

4 産直市場

協議会から提案のあった産直市場は、その営業規模によっては、跡地周辺の生鮮食料品を扱うスーパーや小売店、既存の産直市場との競合が問題となる。

一方、協議会からは、小規模な農家等が流通対象にならない規格外の生産物を販売できる場所が欲しいとの意見が示されており、こうした小規模なものであれば近隣の既存商店と取扱商品等の差別化が可能である。さらに、営業時間や開催日などを配慮することにより、影響を低減することができる。

したがって、産直市場の具体化に当たっては、商品の供給元となる地域が周辺店舗との調整を含め主体的に関わることが不可欠であり、運営主体はもとより安定的に商品が供給される仕組みなどについて、地域が主体となって検討する必要がある。

また、本施設・機能については、地域において開催されるイベント等との関係性が深いことから、多目的交流広場と一体的に整備した方が、より効果的に運用することができる。

このため、小規模な農家等が流通対象にならない規格外の生産物を販売するなど、地域による主体的な取組を行うことができる小規模な「産直市場」を整備する。

[跡地周辺の生鮮食料品を扱うスーパー等の現況]



[可部地域にある産直市場（直売所）の現況]

店 名	場 所	開店日・時間
よがんす可部 亀山店	JA 広島市亀山支店前(亀山五丁目)	毎週金曜日:午前 8 時～正午
よがんす可部 可部店	JA 広島市可部支店前(可部五丁目)	毎週火・木・土曜日:午前 8 時～正午

出典：広島市ホームページ（地産地消 “ひろしまそだち”）

5 看護系、医療技術系、福祉系の学校

協議会から提案のあった看護系、医療技術系、福祉系の学校は、その敷地面積の確保が課題となるが、後述するようにコミュニティセンターと子育て支援施設を北館の余剰スペースに配置し、公園・広場の敷地面積を4,000m²程度とすれば、協議会から提案のあった複合施設を新たに建設する手法を用いざとも、「看護系、医療技術系、福祉系の学校」に活用できる一定面積(約14,500m²)を確保することが可能である。

また、全国的に看護師不足が顕在化しており、県内も同様の状況にある。また、高齢者の増加に伴う介護ニーズの増大に対応するため、介護人材の確保は市の重要な課題の一つであり、優れた人材の育成・定着の支援に取り組んでいく必要がある。

したがって、こうした課題を踏まえつつ、進学機会を提供することにより若者を地域に呼び込み、定住人口の増加や地域コミュニティの活性化を促進するため、協議会が目指すまちづくりに共感する、適切な運営能力のある事業者を公募により誘致する。

なお、本施設・機能の導入により期待する効果には、地域の賑わいの創出や経済効果、若者の定住人口の増加などが求められているものであり、「看護系、医療技術系、福祉系」に必ずしも限定する必要はなく、また、「看護系」と「医療技術系」は分野が類似していることを踏まえ、「医療・福祉系等の教育機関」とする。

6 施設・機能の配置

以上のとおり協議会から提案のあった施設・機能を検討した結果、次のとおり導入する施設・機能を配置する。

(1) コミュニティセンター

北館で生じる余剰スペースのうち、リハビリ用体育館（約 800 m²）は、標準的な公民館である可部公民館のホール 491 m²の約 1.6 倍、安佐北区総合福祉センター大会議室 203 m²の約 4 倍の広さがあり、集会であれば 400 人程度が収容でき、天井も高くバスケットボールやバドミントン等の軽スポーツやレクリエーションも実施できる複合用途の利用が可能な施設である。

したがって、公共資産の有効活用を図るという観点から、北館で生じる余剰スペースのうち、リハビリ用体育館（延床約 800 m²）に配置する。

(2) 多目的交流広場と産直市場

多様な世代の集客を図る施設であることから西側幹線道路に接するとともに、イベント開催等において一体利用がしやすいようコミュニティセンター等と隣接する位置に配置する。

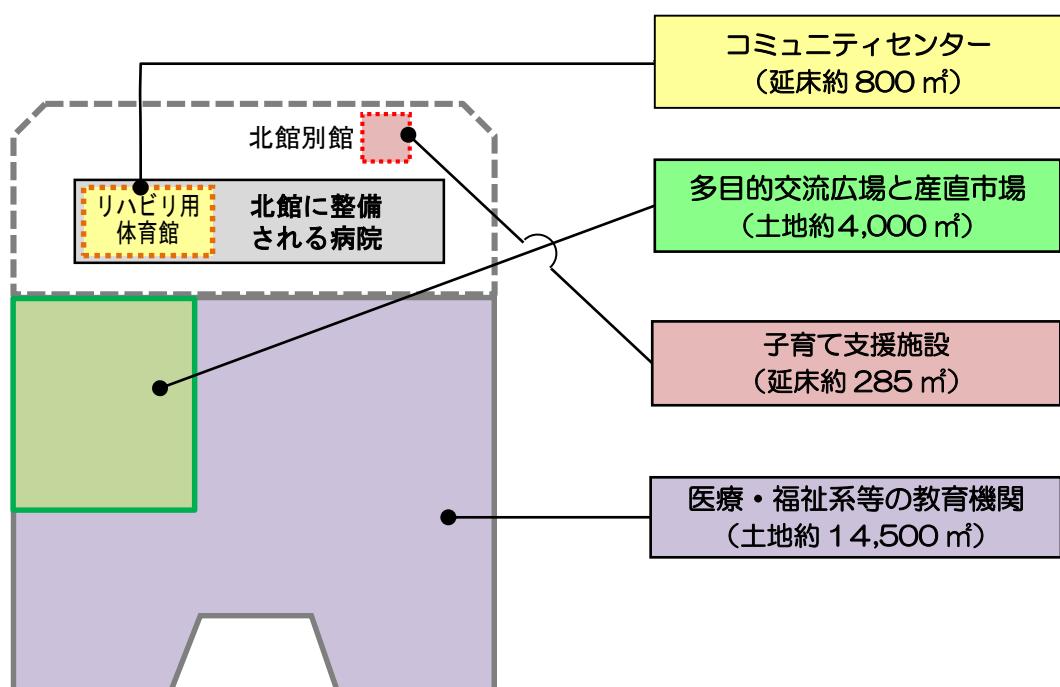
(3) 子育て支援施設

本施設・機能が常設のハコモノ施設となることを踏まえ、公共資産の有効活用を図る観点から、北館で生じる余剰スペースのうち、北館別館（約 285 m²）に配置する。

(4) 医療・福祉系等の教育機関

多目的交流広場と産直市場を配置して残る土地約 14,500 m²に配置する。

[施設・機能の配置イメージ]



7 跡地活用に当たっての留意点

跡地活用に当たっては、活性化効果が地域全体の発展に寄与するために、次の視点に立って取組を進めていくことが重要である。

(1) 協議会からの意見を踏まえた取組

① 跡地の周辺環境の整備

跡地に導入される施設・機能について、広範囲からの利用を促すとともに、活用の効果を効率的に周辺地域にも提供できるようにするため、アクセス道路など周辺環境の整備についても跡地活用に合わせて進めていくこと。

② 駐車場の確保

限られた敷地面積の中で、必要な規模の駐車場を確保するため、北館に整備される病院の駐車場との一体的な活用を図ること。

(2) エリアマネジメントの導入

跡地活用は、ハード部分としての施設・機能の整備とともに、良好な環境を維持し、より魅力的な場所となるようなソフト部分の継続的な活用があつてはじめて実現するものである。

このため、整備される施設・機能については、エリアマネジメント※の考え方に基づき、地域が主体的かつ持続的に運用していくことができるような措置を講ずる必要がある。

※ 地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み（国土交通省「エリアマネジメント推進マニュアル」より）

8 跡地活用の実現に向けた今後の進め方

(1) 推進体制

跡地活用に着手できるのは、新安佐市民病院（仮称）及び北館に整備される病院が開業する平成34年春以降となり、それまでの間、跡地活用の実現に向けて、跡地に導入される各施設・機能のより具体的な整備内容や運用方法等を検討していく必要がある。

跡地活用の実現に向けて、地域の理解と協力の下、施設・機能を円滑に整備・運用できるようにするため、市と地域の関係者との間で継続的に情報交換、意見交換する場を設置する。

(2) 今後のスケジュール

跡地活用については、切れ目のない賑わいを創出するため、跡地の引き渡し時期や北館の余剰スペースの発生時期を見据えた円滑な活用を図ることが重要であり、今後のスケジュールは概ね次のとおり想定される。

今後想定される跡地活用のスケジュール

主な項目		年度	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	34年度 (2022年度)	35年度 (2023年度)	36年度以降 (2024年度以降)
跡地等の活用	跡 地				○ 現地調査・測量 ○ 基本・実施設計 ○ 公募準備・公募 等			施設・機能整備 南館解体		完成した施設から順次、施設運用
	北館の余剰スペース						必要に応じて余剰スペースの改修等			施設運用
	安佐市民病院跡地活用推進協議会（仮称）					地域との情報交換、意見交換				地域との協働による施設管理・運営
病院機能の分化整備	北館に整備する病院					設計・改修工事				施設運用
	新安佐市民病院（仮称） 【荒下地区】			基本・実施設計		建設工事				施設運用
跡地及びその周辺での主要な事業			平成29年3月 JR可部線可部駅・あき亀山駅間開業							
				平成31年度 高陽可部線・可部大毛寺線一部区間開通（予定）						

< 参 考 資 料 >

- 安佐市民病院跡地活用検討協議会について

安佐市民病院跡地活用検討協議会委員名簿

平成 28 年 10 月

(五十音順 (市職員を除く)、敬称略)

<氏 名>

<所属・役職>

岩 重 守 安佐北区コミュニティ交流協議会副会長 (白木地域)

大 畠 正 彦 【座長】 安佐北区コミュニティ交流協議会会长 (可部地域)

尾 田 豊 機 安佐北区コミュニティ交流協議会副会長 (安佐地域)

中 平 吉 子 安佐北区コミュニティ交流協議会副会長 (高陽地域)

坊 聰 彦 可部地域町内会自治会連絡協議会幹事 (可部地域)

松 井 修 可部地域町内会自治会連絡協議会幹事 (可部地域)

向 井 文 武 安佐北区コミュニティ交流協議会副会長 (高陽地域)

阪 谷 幸 春 広島市企画総務局企画調整部長

木 村 栄 治 広島市安佐北区役所副区長

協議会の開催経緯

開催回・開催日	議　題	議事要旨
第1回 平成27年12月3日	(1) 座長の選任 (2) 安佐市民病院跡地の活用方針の検討について (3) 意見交換	○ 可部地域町内会自治会連絡協議会（可部自治連）からの提言を含む資料を基に、各委員が自由に意見を発表
第2回 平成28年1月29日	(1) 各地域等からの意見の報告 (2) 民間事業者への聞き取り調査について (3) 北館に整備する医療機能等に係る説明会の開催結果について	○ 各地域(安佐、白木、高陽)の意見を発表 ○ 民間事業者の跡地活用への事業参画の意向についての調査方法を決定
第3回 平成28年2月26日	(1) 地域等からの意見の報告 (2) 民間事業者への聞き取り調査の進捗状況 (3) 跡地活用に関する意見の分類・整理	○ 可部南学区の意見を発表 ○ 民間事業者の意向調査結果の中間報告 ○ 個々の提案を19項目の施設・機能に分類
第4回 平成28年3月29日	(1) 民間事業者への聞き取り調査結果 (2) 跡地活用案の課題等の整理	○ 分類・整理した各案の課題等の整理 ○ 民間事業者の意向調査結果の最終報告
第5回 平成28年4月28日	(1) 安佐市民病院跡地への導入が考えられる施設・機能について (2) 安佐市民病院の建替えに関する説明会(平成28年4月24日)の開催結果の報告について	○ 安佐市民病院跡地への導入が考えられる施設・機能について(19項目から12項目に絞り込み) ○ 各委員が自由に意見を発表
第6回 平成28年5月30日	跡地活用検討の方向性の整理について	○ 交通アクセスの改善など幅広い視点から各委員が自由に意見を発表 ○ 若い世代(子育て世帯等)に意見聴取の実施を決定
第7回 平成28年8月19日	(1) 若い世代を対象としたアンケート調査結果等について (2) 跡地に導入する施設・機能の絞込みについて	○ 跡地への導入が望ましいと考えられる施設・機能を8項目に整理 ○ 協議会の報告書の取りまとめ(素案)の作成を行うことを決定
第8回 平成28年9月13日	(1) 「安佐市民病院跡地の活用策について(素案)」について (2) 安佐市民病院の建替えに関する説明会(第3回)の開催結果について	○ 絞り込んだ8項目の施設・機能について類似した性質の施設・機能をグループ化することを決定 ○ 「安佐市民病院跡地の活用策について(素案)」をベースとして、当該案を作成することを決定
第9回 平成28年10月27日	「安佐市民病院跡地の活用策について(案)」について	○ 一部修正することとし、内容について委員が了承